

尼崎市監査公表第6号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和8年（2026年）7月31日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	古	澤	裕	子
同	藤	野	勝	利
同	高	谷	浩	司

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年（2024 年）3 月 22 日
3 措 置 通 知 日	令和 8 年（2026 年）7 月 27 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>学校が事務局である実行委員会等への業務委託について</u> 学校を事務局とした実行委員会等に対する委託事業（小学校体験活動事業、トライやる・ウィーク推進事業、授業改善推進事業及び育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業）に係る審査や履行確認等が、前例踏襲による表面的な確認にとどまり、その結果、次のような不適切・不適正な支出や事務処理が発生していた。 (1) 履行確認の不備 ・実施計画書で定めた事業の実績が実施報告書に記されていない状態で精算が完了 ・契約期間満了日直前の消耗品購入 ・購入品の用途の確認不足（実施報告書等に用途の未記載、実施日が契約期間外等） ・事業実施後の消耗品購入 ・不十分な履行確認（実行委員会等が学校へ交付した経費の使途の未確認） (2) 実施計画書及び契約の変更手続の不備 ・不明瞭な変更届の内容 ・変更届の未受理 ・実施計画書に事業の実施回数や経費に関する単価等の未記載 (3) 当初の委託料と同額での精算 (4) 一者特命随意契約理由及び請求書に関する不備 ・一者特命随意契約理由を決裁書に未記載 ・請求書の日付及び金額を所管課が記入 （学校教育課） <措置を求める事項> 学校を事務局とした実行委員会等への委託事業は実質的に学校への委託であり、そのことが業務を委託しているという認識を希薄化させ、業務の履行確認の不備といった問題を生じさせた一因であると考える。 今回検出された問題の改善等に取り組むことは当然として、当初の委託料と実績額に 1 円の過不足もない事業については学校配当予算による必要物品の補填など業務の実態を把握し、委託料の妥当性を確認した上で適正に予算を管理・執行すること。	
5 措 置 の 内 容	指摘を受けた各事業の不適切・不適正な支出や事務処理に対し、以下のとおり改善等を行った。なお、授業改善推進事業は令和 5 年度以降、授業力向上支援事業へ名称変更及び対象経費等の変更を行ったことから、措置対象から除外している。

○ 小学校体験活動事業

(改善内容)

(1) 履行確認の不備

令和 6 年度から実施報告書において、「事前体験活動」及び「事後体験活動」の実績等が適正に記載していることを確認している。

(4) 一者特命随意契約理由及び請求書に関する不備

令和 6 年度の契約から起案第 2 号において一者特命随意契約理由を記載するように改めた。

また、請求書の日付及び金額を受託者に空欄のまま提出をさせていたが、この不適正な事務処理指示を改め、受託者から日付及び金額を記入した請求書の提出をさせるようにした。

○ トライやる・ウィーク推進事業

(改善内容)

(1) 履行確認の不備 及び (3) 当初の委託料と同額での精算

令和 6 年度から実施報告書等においては、実施計画書で定めた内容を実施しているかの確認を行い、問題がないことを確認している。

さらに実施報告書の経費内訳により本事業の用途に適しているか、また領収書や聞き取り及び実地確認等で不備がないか等を確認し、事業の契約期間満了日直前の消耗品や購入品の用途が不適切なものなど、本事業からの支出が不適切と判断したものについては修正指示を行い、本委託料からの支出を認めないこととするなど履行確認を適切に行った。なお、事業実施前に中学校校長会において、本指摘内容及び学校配当予算と合わせて活用することを不可とすること等を周知しており、今後とも機を捉えて適正な事務執行を各学校へ徹底する。

(2) 実施計画書及び契約の変更手続の不備

令和 6 年度は実施計画書及び契約の変更手続等に係る手続きを定めていなかったことから、令和 7 年度に実施計画書及び契約の変更手続き等を定め、適正に手続きを行った。

○ 育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業

(改善内容)

(1) 履行確認の不備 及び (3) 当初の委託料と同額での精算

令和 6 年度から各実行委員会等から提出された実施報告書及び収支精算書を領収書等と突合し、契約期間満了日直前や事業実施後の消耗品購入がないか、購入品の用途が不明なものがないかなどを確認し、不用額分を適切に返還させるよう指示するなど、履行確認を適切に行った。なお、契約締結時において、本指摘内容及び委託内容外での経費の使用は不可であることを各実行委員会と確認するようにしており、今後も機を捉えて適正な事務執行を徹底する。

(2) 実施計画書及び契約の変更手続の不備

令和 6 年度から実施計画書に事業の実施回数や経費に関する単価等を記載するように改めさせた。

(4) 一者特命随意契約理由及び請求書に関する不備

令和 6 年度の契約から起案第 1 号において一者特命随意契約理由を記載するように改めた。

今後はこのような不適切・不適正な支出及び事務処理等が発生しないよう、本委託業務において適切な履行確認等を徹底するとともに各学校の必要物品の補填の必要性など業務の実態を把握することに努め、適正に予算を管理・執行していくこととする。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日を和暦（西暦）で記載（事務局が記載）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日を和暦（西暦）で記載（局が記載）